

9 非常勤職員災害補償制度(準記名式契約(一部付保)特約セット団体総合生活補償保険(標準型))

【加入対象】 全施設の政府労災保険の対象とならない有償ボランティアなどの非常勤職員

この制度の特長

主として非常勤職員の方の、勤務中または自宅からの通常の通勤途上での、急激・偶然・外来の事故によるケガを補償します。
 ※就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約がセットされておりますので、職業または職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。)のケガに限り、傷害保険金をお支払いします。

- ①対象者の1日の最高稼働人数により施設の保険料が決まります。最高稼働人数とは、施設として年間を通じて1日あたりの最大の活動人数をさします。(平均ではありません。)
 (最高稼働人数が1名の場合は別途、代理店・扱者までお問い合わせください。)
- ②被保険者名をすべて契約時にご申告いただいたり、非常勤職員の入れ替わりに伴う手続きは不要です。対象者の職種、全体の人数、および最高稼働人数をご申告ください。
 (業務規模の拡大等により最高稼働人数が増加した場合は、追加保険料が必要です。)
- ③対象者名簿の常時備え付けが必要です(名簿に記載のない方は補償の対象外となります。ご注意ください。)。事故発生時などにご提出いただくことがあります。

被保険者(補償の対象者)

政府労災保険の対象とならない登録ヘルパーや有償ボランティアなどの非常勤職員

お支払いの対象となる主な事故例

- 自転車で通勤中、自動車との接触事故に遭い大腿部を骨折した。
- 施設内で物を落としてしまい、足の指を骨折した。

保険金額と保険料

加入タイプ	I型	II型
傷害死亡・後遺障害保険金額 ★傷害補償(標準型)特約	270.8万円	541.6万円
傷害入院保険金日額 ★傷害補償(標準型)特約	2,000円	4,000円
傷害手術保険金 ★傷害補償(標準型)特約	入院中の手術 : 傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術 : 傷害入院保険金日額×5	
傷害通院保険金日額 ★傷害補償(標準型)特約	1,000円	2,000円
一時払保険料	3,150円 × 1日あたりの最高稼働人数	6,300円 × 1日あたりの最高稼働人数

※就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約がセットされておりますので、次に掲げるケガに限り、傷害保険金をお支払いします。

職業または職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。)のケガ

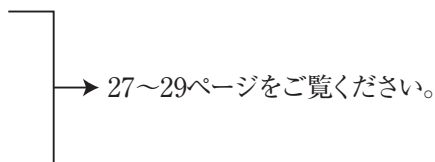
※上記は職種別A(事務職、ヘルパー、ケアマネージャー等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※上記保険料は団体割引5%が適用されています。保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、傷害死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

保険金をお支払いする場合

保険金のお支払額

保険金をお支払いしない主な場合



制度①
社会福祉施設賠償

制度②
福祉事業者総合賠償

制度③
入所者・利用者
見舞金

制度④
入所者傷害事故

制度⑤
医療行為賠償

制度⑥
エレベーター賠償

制度⑦⑧
施設職員労災上乗せ
使用者賠償

制度⑨
非常勤職員災害

制度⑩
理事長・施設長災害